

### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、上越都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和6年11月29日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 中止となる公聴会の日時  
令和6年12月5日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
上越市役所木田第一庁舎401会議室  
（上越市木田1丁目1番3号）